

公 告

公募型プロポーザル方式により、庁舎の一部を借り受けて食堂の運営を行う事業者（以下「食堂事業者」という。）を選定するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 1 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公募内容

(1) 件名

鳥取県庁第二庁舎食堂事業者の公募

(2) 概要

鳥取県庁第二庁舎 9 階の厨房等を定期賃貸借契約により借り受け、県庁職員、来庁者等を対象とする食堂を運営する事業者の公募

(3) 場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 9 階（昭和 50 年 5 月 27 日建築）

(4) 貸付期間等

ア 貸付期間は営業開始日から平成 35 年 3 月 31 日まで。

（食堂事業者選定後に協議し決定する。ただし最低 3 年間は継続すること。）

イ 営業準備開始日は、食堂事業者選定後に協議し、決定する。

ウ 貸付期間満了後は、契約の更新及び貸付期間の延長は行わない。

(5) 行政財産貸付料等

ア 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 27 号）及び公有財産事務取扱要領（平成 21 年 7 月 24 日付第 200900062482 号総務部長通知）に基づき貸付料を徴収する。

イ 貸付部分に係る光熱水費及び冷暖房費等の諸経費は食堂事業者の負担とする。

2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で食事を提供する飲食店（社員食堂等を含む。）を 3 年以上継続して経営しており、県庁第二庁舎の厨房等を借り受けて食堂事業を営むことが可能な者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(4) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。

(5) 平成 30 年 1 月 12 日までの過去 1 年間に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）違反による行政処分を受けていない者であること。

3 提案書の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、「鳥取県庁食堂事業者募集要綱」により、提案書及び添付書類を作成し、提出すること。

(1) 「鳥取県庁食堂事業者募集要綱」の交付方法

平成 30 年 1 月 12 日（金）以降、鳥取県公式ウェブサイトのウェブページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/206609.htm>）から入手するものとする。

(2) 提案書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総務課庁舎管理担当
電話 0857-26-7015、ファクシミリ 0857-26-8122

(3) 提案書の提出期間及び時間

持参の場合は、平成 30 年 1 月 12 日（金）から平成 30 年 2 月 14 日（水）までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 15 分までの間、受け付けるものとする。また、送付による場合は、平成 30 年 2 月 14 日（水）午後 5 時 15 分までに必着すること。

(4) 提案書の提出部数

正本 1 部及び副本 6 部（副本は、複写可とする。）

(5) 質問の受付

ア 質問がある場合は、平成 30 年 1 月 26 日（金）午後 5 時 15 分まで受け付けるので、文書で提出すること。（ファクシミリも可）

イ 質問への回答については、平成 30 年 1 月 31 日（水）の午後 5 時 15 分までに鳥取県公式ウェブサイトにおいて公表する。

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/206609.htm>

(6) 現地説明の実施

ア 平成 30 年 1 月 19 日（金）午後 3 時から行う。

イ 現地説明に参加を希望する者は、説明会前日の午後 5 時 15 分までに、（2）に文書で申込みをすること。（ファクシミリも可）

なお、説明会の参加は 1 団体 2 名以内とすること。

4 プレゼンテーションの実施

(1) 開催日時は後日通知する。

(2) プレゼンテーションは一提案につき、希望者説明 20 分以内、審査委員質問 20 分以内とする。

(3) プレゼンテーションは 1 名で行うこと。

5 評価方法

評価は、提案書及びプレゼンテーションにより、鳥取県庁食堂事業者選定審査委員会において、次の評価基準に基づき審査委員（6 名）が個別に評価採点し（100 点満点）、その点数を合計する（600 点満点）方法により得点を算出して行う。

評価基準

評価項目	評価の視点	配点
経営状況及び収支計画	<ul style="list-style-type: none">・企業の経営状況が安定しているか・他店舗の実績等、経験は豊富か・持続可能な食堂の運営が可能か・無理のない収支計画となっているか	20
サービス及び集客のための工夫	<p>多くの方が利用できる、利用したくなる工夫があるか</p> <ul style="list-style-type: none">・食事の提供方法・客席のレイアウトは利用しやすいか・メニューの内容、数及び価格は適当か・メニューにアレルギー物質、カロリー等の表示があるか	35

食品衛生への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・とっとり食の安全認定制度の取得、公的機関の任意研修会への出席、社内マニュアルの作成、社内研修の実施等、食品衛生への取組が充実しているか ・不測の事故等への対策について社内マニュアルの作成や任意保険に加入している 	10
食のみやこ鳥取県への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県内産の商品を使用しているか ・県内産の商品を用いた特色のあるメニューづくりとなっているか ・ジビエ料理への取組があるか 	20
環境対策への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・企業としてISOやTEASを取得しているか ・県庁食堂においてゴミ軽減化や再資源化対策（残飯残さの処理や割り箸の有無など）、消費電力の少ない機器の導入などの取組があるか 	15
計		100

6 選定方法

5により最も高い評価を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。
 なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。
 選定結果については、鳥取県公式ウェブサイトにおいて公表する。

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/206609.htm>

7 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、公有財産借受申請書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として貸付料相当額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

貸付料相当額とは平成30年度分の貸付料と貸付料年額に4を乗じて得た金額の合計額とする。

9 暴力団排除

契約の相手方（以下「借受人」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に貸付人が契約を解除するときは、借受人は違約金として8の貸付料相当額の10分の1に相当する金額を貸付人に支払わなければならない。

また、借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする場合がある。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、鳥取県庁食堂事業者募集要綱による。